

権利擁護と成年後見制度の利用促進に向けて

—成年後見制度に関する実態把握調査報告書より—

認知症や精神上の障害により判断能力が十分でない方の判断力を補うことで権利をまもる成年後見制度。制度利用の促進に関する法律が施行され、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画を受けて、市町村では成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることとされています。

制度のより一層の活用に期待が寄せられる中、本会では制度の潜在的な利用ニーズと取り組み状況を明らかにすることを目的に、県内における成年後見制度のニーズ等に関する実態把握調査を実施しました（共同募金配分金事業）。その「成年後見制度に関する実態把握調査」結果の概要をご紹介します。

（平成29年9月実施・調査時点は28年3月末日）

成年後見のニーズとその取り組み

成年後見制度は、現在、全国で約21万人に利用されていますが、認知症高齢者や障害者の地域移行支援、高齢者の単身世帯の増加状況等を考えますと、まだまだ潜在的なニーズがあると考えられています。

そこで本会では、今後の後見ニーズの急増に備え、地域における権利擁護ネットワーク構築と後見に関する支援の実施体制整備に向けて、実態を明らかにすることを目的に、調査を行いました。調査は次の3つの枠組みで実施しました。

一つ目は成年後見制度のニーズ調査です。地域包括支援センターや相談支援事業所（以下、事業所。858カ所）、社協の日常生活自立支援事業（以下、日生事業。政令市含む56カ所）を対象に、制度が必要な人が何人いるか、どんな課題があるかを調査したものです。

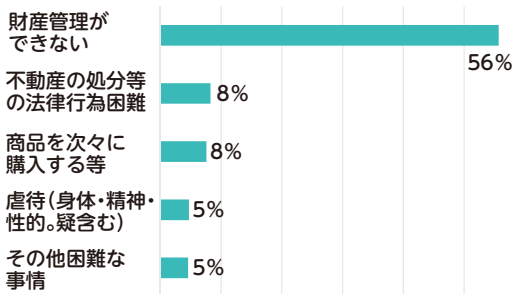
二つ目は、成年後見制度の公的な取り組みについてです。市町村長申立ての状況や費用の助成、権利擁護のネットワーク状況等を調査しました（政令市含む33カ所）。

三つ目は、後見の担い手について、法人後見・市民後見人養成を行う社協や、専門職団体を対象に受任件数や状況について伺いました。

ニーズは1事業所あたり21人

ニーズ調査では、回答のあった418カ所の事業所に、6779人の成年後見制度の利用ニーズがあることが分かりました。1事業所当たりになると平均21人で、種類別に見ると、地域包括支援センターが平均10人であるのに対し、障害者相談支援事業所は平均30人となっており、障害の分野でのニーズの高さが伺えました。その中で具体的に申立ての準備等をしている者は633人、1事業所当たりになると2人に過ぎず、ニーズがあるにも関わらず準備に至っていない者の方が多く、9割を超える状況です。

図1 制度利用が必要な主な理由（6779人中）



後見制度の利用には申立てに当たって親族等の協力が必要になります。

すが、協力を得られにくい（または身寄りがいない等）者が事業所全体の約4割を占めます。

一方、社協が担っている日常的金銭管理のサービスなどを行う日生事業では、契約締結能力が喪失した場合、原則として成年後見制度へ移行することになります。この事業の利用者のうち、「早急に成年後見制度への移行が必要となる者」が97人、「近い将来移行が必要となる者」が157人いることが分かりました。理由としては、①判断能力の低下が著しい（69%）、②入院・入所の必要性がある（19%）③親族からの財産侵害や虐待がある（4%）とされています。また、日生事業の利用者では、親族の協力が得られにくく、市区町村長申立てが想定される方が、6割にも及びました。

制度利用の壁となるもの

では、事業所のニーズ調査で、制度利用の準備や検討を具体的に進めている633人の支障となっている事項はどんなことでしょうか。

ここでは、「申立人（親族）の協力が得られない」が最も多くなっていますが、次いで「本人が制度の利用を拒否している」が続ぎ、他には「申立費用」「報酬」等の費用負担に関する経済的な理由が多くなっています。

そもそも制度利用の入口となる申立ての時点で申立人の問題がある点と、本人自身が制度の利用を拒んでいる状況、つまり、制度が理解されにくく、本人が利用の必要性を感じていない点、そして利用に伴う経済的負担などが制度利用を阻む壁となっているようです。

このように具体的に準備の段階になっても、利用に至らない要因が見えてきました。

市町村行政の取り組み

支障となっている事項（複数回答：633人中）

1位	申立人（親族）の協力が得られない	76人（12%）
2位	本人が制度の利用を拒否している	56人（9%）
3位	申立費用を工面するのが困難	50人（8%）
4位	後見人への報酬支払が困難	46人（7%）

次に、制度利用にかかる申立ての経費や後見人の報酬助成を行う「成年後見制度利用支援事業」ですが、後見人の報酬助成については全ての市町村で実施されていますが、申立て経費の助成は、31カ所（94%）実施の状況です。また、申立経費の助成対象が市区町村長申立てに限られているのが18カ所（58%）ある一方、本人・親族の申立ての場合も対象とする市町村が13カ所（42%）あり、市区町村長申立てに限定せず助成を行っているところもあります。

申立て経費は、平成28年度には全市町村で350件に対して助成され、1市町村当たり平均12件、報酬助成は673件の事案に対して助成されており平均21件です。申立て経費と報酬助成のいずれも最大では200件を超える市町村もありますが、最小は0件で人口規模の違いはあるものの市町村により差がある状況です。

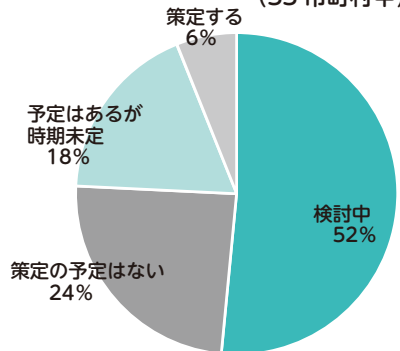
その他、自由記述で挙げられたものには、「資力がなく福祉的ニーズの高い対象者の後見等を受任する機関の構築が課題」「法人後見を全ての市町村社協で行ってほしい」「単独で推進や法人後見を考えていくことは困難。広域的な検討を通して形にできるとよい」などの、市区町村長申立ての担い手となる法人後見に対する期待や、広域での展開を求める声がありました。

成年後見利用促進基本計画と中核機関・地域連携ネットワーク

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、市町村には成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることや地域連携ネットワークのコーディネート機能などが役割として求められています。

本調査は平成28年3月末日を時点とした調査なので、計画策定については「検討中」のところが多くですが、国の計画には具体的に工程が定められており、市町村計画の策定や成年後見の中核となる機関の設置の取り組みが求められています。

図2 計画策定に向けた状況（33市町村中）



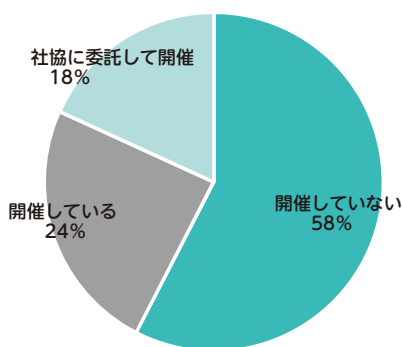
地域連携ネットワークは、全国どの地域においても必要な人が後見制度を利用できるように、権利擁護支援の必要な人を把握し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みです。本会はこれまで市町村における権

利擁護・成年後見推進センター構想を提案してきましたが、県内には既に権利擁護に関わるネットワークの構築が進んでいる地域があります。

この、権利擁護に関するネットワークの形成状況については、市町村で「ネットワーク会議を実施している」ところでは、その7割以上で事業所や社協に限らず、弁護士や社会福祉士等の専門職が構成メンバーとなっている点特徴です。元々は、虐待等の権利侵害事案や多問題世帯など地域の権利擁護の課題に対し、事案の対応や支援方針を立てる際、専門職の協力を得て連携しながら作られてきたネットワークであることから、多くの専門職の参加を得ていると思われまます。

今後の地域連携ネットワークの構築に当たっては、専門職とのさらなる連携強化が必要となってくるでしょう。

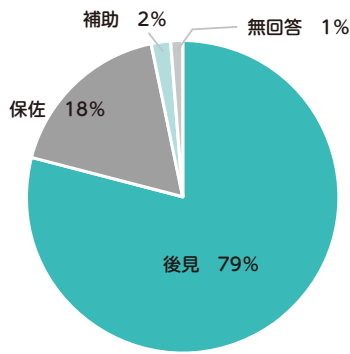
図3 権利擁護支援のネットワーク会議（33市町村中）



法人後見と社協の取り組み

公的後見の一翼を担う市町村社協の法人後見ですが、法人後見を実施する19社協の受任する要件は、適切な後見人候補者がいないこと15件(79%)、市区町村長申立てであること8件(42%)、日生事業利用者であること7件(37%)となっております(複数回答)。このことから、法人後見は後見人候補者が得られにくい場合の地域のセーフティネットになっていることが分かります。なお、これまでの受任累計は401件、類型別にみると後見317件(79%)、保佐71件(18%)、補助8件(2%)となっており、対象者別では高齢者287件(72%)、知的障害者71件(18%)、精神障害者40件(10%)となっております。

図4 法人後見の累計 (累計401件中)



この法人後見とともに、市町村から委託を受けた市民後見人の養成も

行われています。調査時点では県内における市民後見人養成研修の修了者251人中、市民後見人として選任された者が46人(18%)、他には法人後見支援員として活動した者も26人いるものの、自由記述欄でも挙げられているように「市民後見人の普及と活用が十分とはいえない」ということが課題です。市民後見人の養成は、地域の権利擁護支援の担い手として新たな活動の場につながるような取り組みや司法とのさらなる連携が必要と考えられます。

専門職の取組み

県内で後見人を担う専門職は、主に弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士です。本調査では、各団体の受任状況や各団体の候補者名簿登録者(後見人の候補者となる者で団体の名簿に登録している者)数などを伺いましたが、どの団体にも共通する点として県西部に登録者が少ない傾向が見られました。人口の多寡はあるものの、今後の後見ニーズの急増に向けては専門職の地域偏在が課題となりそうです。なお、専門職からみた課題には、「家庭裁判所から後見人となる人の推薦を求められる件数が増加の傾向にある中、人材確保が課題となっている」ことや、「急速に高齢化が進んでおり、中でも身寄りのない単身高齢者で経済

的にも余裕のない方が増加している印象がある」として制度の担い手が不足する懸念があることを指摘する意見がありました。

声なき声のニーズから地域づくりへ

金銭・財産の管理や、介護や福祉のサービスを本人意思に基づいて利用しながら生活していくことは地域生活の基本です。これらの支援はこれまで家族機能の一部として当たり前前に考えられてきましたが、少子高齢化や人口減少が進み、生活領域の支え合い機能が弱まる中、高齢の親と障害のある子の世帯や、老々介護の状況なども増えていきます。

権利擁護ニーズは本人自らも気づきにくく、声なき声とも言われます。判断能力が不十分であっても生活の基本となるサービスを適切に利用しながら地域で生活していくためには、権利擁護ニーズを踏まえた、将来を見通した地域の全体構想が必要であり、まさに地域福祉推進上の課題と言えます。

本会では、引き続き関係者の皆さまのご協力をいただきながら、成年後見制度の普及と権利擁護の推進に取り組みで参ります。

本調査の報告書全文を公開しています
<http://www.knsyk.jp/s/kenri/pdf/30kenriyousa.pdf>

(権利擁護推進部)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により皆様の安心と安全を提供致します。防犯カメラや新型【AED】も取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本 誠 一 郎**

本社 〒221-0045 横浜市中区神奈川2-8-8 第一川島ビル
 ☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1528

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110

同 辻村 祥造 ☎045-311-5162

同 西迫 一郎 ☎046-221-1328

同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351

代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
 デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI きがん印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区福浦 2-1-12

営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902

制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588

<http://www.kki.co.jp/>